## アメリカ株式会社におけるデュアル・クラス (DCS)・ストラクチャとサンセット条項 ・シェア

はじめに

の目的として「株主価値」(shareholder value)

アメリカでは、一九八〇年代後半より企業経営

営のパフォーマンスを評価する際の分析の枠組み として定着している。株主価値の最大化は企業経 の最大化が掲げられ、今日まで最も有力な考え方

(flame of reference) として一般化している。 しかし他方で、近年、アメリカの株式会社にお

いてはテクノロジー関連(ICT)企業を中心

佐 賀 卓 雄

に、デュアル・クラス・シェア (DCS)・スト

制度的な前提であるが、DCSストラクチャにお 的には株価を指標として計測されるため、「一株 ラクチャの利用が増加している。 一票」、つまり議決権についての株主平等原則が 株主価値は具体

いては議決権についての差別化が行われている。 このような支配的な理念に一見、反する現実

は、どのような背景から生み出されているのであ

という考え方を支える企業理論、 ろうか。それを明らかにするためには、 具体的には 株主価値 エー

ジェンシー・コスト論にまで遡って検討する必要

#### がある。

# 株主価値とは何か

は、 九 広く受け入れられ、通説の地位を獲得したのは よって、操作可能性が高まり様々なファイナンス 配的である。それは理論的に正しいというより VA)などの最大化があるが、ファイナンス理論 上の問題を理論的に処理しやすいからである。 では株主価値の最大化を企業目的とすることが支 クホルダー価値、 八〇年代になってからである。Heilbron et 今日、企業目的をめぐる議論としては、ステー しかし、株主価値という概念が企業目的として 株主価値を株価の最大化に置き換えることに 株主価値、経済的付加価値 Ê

ル紙におけるこの言葉の使用頻度を調べ、一九六

は、

ウォ

ール・ストリート・ジャーナ

う言葉(とその類語)

の分析結果はこの言葉が上場大企業の年次報告書

報告書

増している。 年代後半のITバブルの時期に再び使用頻度が急 初めの不況の時期に一旦は減少するものの、 から使用頻度が増加し、特に八三年から急増し、 八八年にピークに達している。その後、 五年以前にはまったく使用されていないこと、そ ていないことを明らかにした。ところが、八〇年 して六五 - 七九年にはわずかに八回しか言及され 九〇年代 九〇

点を補うために、主要企業三社(コカ・コーラ、 er value、といった類語を排除しているという弱 こと、また、share owner value、や、stockhold の経済専門紙における言及だけに限定されている さらに、Taylor [2015] は、彼らの分析が一つ

にし、 を含めた詳細な分析によって、 ないことを示しているが、 において使用され始めた時期などについて明らか 基本的に経済専門紙における頻度と異なら

されたといえる。 という企業目的のイデオロギー的側面が明らかに 個別企業の戦略的判断 株主価値の最大化

ジェント(代理人)の利害関係についての分析で 論自体は、 ることが広く認められている。エージェンシー 業理論、とりわけエージェンシー・コスト論であ は Jensen and Meckling [1976] で展開された企 けを与えた学術的な研究であるが、これについて あるから、それまでも社会学、政治学、法学など そこで、問題はこの主張に対して理論的な裏付 一般にプリンシパル (主人) とエ ] 理

> 分析した。 その主張は次のようなものである。株式保有が

シー・コストを企業理論に組み込み、

均衡条件を

市場メカニズムによる規律が働かない。その結 広範に分散されている現代の巨大公開株式会社に おいては、支配的な株主が不在であることから、

になる。自由に使える(フリー)・キャッシュフ 果、企業の資源配分に対する権限を手にした株主 しばしば株主の利益に反した目標を追求するよう (プリンシパル) のエージェントである経営者は

た事業の拡大や様々な形態の巨額の経営者報酬 ローを手にした経営者は、最適な企業規模を越え

ど、しばしば企業価値を損なうような行動を採る (エージェンシー・コストの発生)が、分散した

このため、このチェックの手段として会社支配市 (markets for corporate control) と負債によ

多数の小株主には有効なチェックの手段がな

営者の利害関係から生じるであろうエージェン

場

の分野でも議論されてきた。

Jensen and Meck-

[1976]

は、

株式所有の分散による株主と経

ジド・バイアウト(LBO)・アソシエーションライベート・エクイティ(PE)によるレバレッると主張する。この両者を組み合わせたものがプ

近年の上場企業数の減少や、ユニコーンと呼ばの形成であるという。

ある。今日でも、エージェンシー・コスト論が根 ある。今日でも、エージェンシー・コスト論が根 ある。また、一九七○年代以降の企業不祥事 を契機とした、取締役会での独立社外取締役の導 を契機とした、取締役会での独立社外取締役の導 を対した、取締役会での独立社外取締役の導 を対した、取締役会での独立社外取締役の導 を対した、取締役会での独立社外取締役の導 を対した。取締役会での独立社外取締役の導 を対した。取締役会での独立社外取締役の導 を対した。取締役会での独立社外取締役の導 を対した。取締役会での独立社外取締役の導

むようになるであろう。その指標は、配当支払い営者は株主利益の向上に向けた経営方針に取り組かくして、テイクオーバーの脅威に曝された経

強い支持を得ている理由であろう。

の二星を目票に入る経営に也ならない。
昇である。つまるところ、株主価値経営とは株価や自社株の買戻しなどの株主への還元と株価の上

さらに、ジェンセンはそのエージェンシー・コの上昇を目標とした経営に他ならない。

トック・オプション制度の採用を主張したのであ一致させる効果が期待できる経営者報酬としてス

ストを最小化するために、

株主と経営者の利害を

Z<sub>0</sub>(5)

デオロギーとして受け入れられるには十分ではなしかし、理論的な根拠付けだけでは支配的なイ

を求めている研究者(tenure-seeking scholars)という概念が広く普及していく上で、終身任用権い。この点について、Stout [2013] は株主価値

ヘッジファンド、ロバート・モンクス(議決権行ト(empirical researcher)、会社乗っ取り屋やと企業のパフォーマンスを分析しているアナリス

使サービス会社ISSの創業者)やルシアン・ベ

大きかったという。

析の枠組みが確立すると、研究者はその理論

の分

にしたように、パラダイム転換によって新たな分

特に、トーマス・クーンが科学革命論で明らか

「政策アントレプレナー」と呼ばれる人達、 たジャーナリズム、 そして企業スキャンダルの度に責任者を探してい の経営者(CEOやトップ・エグゼクティブ)、 株主権プロジェクト」の の五つのグループの影響力が 提唱者)などの 企業

ブチェック(ハーバ

ード・ロ

ウ・スクール

教授

る分野を覆い尽くし、 かくして、株主価値という言葉が社会のあら その発端となった契機すら

曖昧になったという。

ここで確認しておきたいのは、エージェンシー

する際にも重要である。 入れられた考え方であり、 うことである。これはDCSストラクチャを評価 はその代替的思考も視野に入れる必要があるとい 理論は一九八〇年代以降の特定の時期に広く受け それに代わる、あるい

一、起業家のビジョンとDCSス

トラクチャ

ぞらえた。このようにして科学の各分野における る。クーンはこの「通常科学」をパズル解きにな ワー 節化や明確化、 プでしか通用しない専門用語が使われ、 「学派」が形成される。そこではしばしば クとしての「通常科学」を急速に推 事実の確認といったルーティ 密教 グル 進め のよ

うな側面さえみられる。

イン)を手にすることが起業の一大目標である。 0) を実現し、 スタートアップ企業の創業者は新規公開 多額の創業者利得 (キャピタルゲ

Î P

しかし、そこに至るまでに、創業者はしばしばC

РО 年以内に五○%、四年以内に四○%の創業者がC Е る割合は二五%以下で、それどころか起業から三 〇の地位から外される。ある調査によると、 の際に創業者がそのままCEOに留まってい Ι

業者兼CEOの地位に止まっているのは、一握り EOの地位から外されてい え<sub>(7</sub> I P O の際に、 創

であることが分かる。 何故、このようなことが起きるのであろうか。

とではない。一九九六年から二〇〇二年までの期 が多く、それは必ずしも最大限の利益を上げるこ 間に創業した五二八社のベンチャーについて、 創業者は独自の理念やビジョンを持っていること 創

う<sub>(8)</sub> それより低い報酬しか受け取っていなかったとい 業者の五一%が自分たちに報告する人間と同じか 13 のである。 彼らは 利 それが利益追求をもっぱらの目的と 益以外の目標を持っていることが多

する出資者であるベンチャー・キャピタル

 $\widehat{V}$ 

C)としばしば衝突し、地位を奪われる原因とな

る。

創業者が追放された事例ではないが、良く知ら

と」、要するに「情報の民主化」の実現を目的と 界中の人々がアクセスできて使えるようにするこ セルゲイ・ブリンは「世界中の情報を整理し、世 あげることができる。 れた例として、一九九八年に創業したグーグルを 創業者のラリー・ペイジと

理念だけで、どうやって利益をあげるかというビ とした。しかし、彼らは「情報の民主化」という してインターネットの検索システムを構築しよう

ジネスモデルをまったく考えていなかった。 当初はスタンフォード大学の大学院生の時にア

ルバイトで稼いだ僅かなお金でパソコンの部品を

買い自分で組み立てていたが、その後、 を行っていたが、瞬く間に資金不足に陥り、大手 の紹介でエンジェル投資家からの出資を得て事業 指導 教官

6

きっ 急増 る。そして、創業以来の同社の社是が「邪悪でな ミットをCEOとして迎え入れることに同意す を経て、ノベルのCEOであったエリッ 推薦するCEOを迎え入れることを出資の条件 VC二社からの出資を受け入れる。 か納得しなかった。最終的に、マイクロシステム したが、 グーグルの事例からも分かるように、 かけに、 したのである。 創業者二人は推薦された候補者になかな

ジネスモデルを構築することに同意した。 ミットの説得を聞き入れ、 収入に依存することには消極的であったが、 いこと」に象徴されるように、 閲覧回数の急増に比例して、 広告収入を柱とするビ 創業者二人は広告 これを 収益も シュ

> 定め、 題も多くなる。 僚化された組織への移行は固有のビジョンを持 織を構築する必要がある。 スの提供など、 た創業経営者が最もなじめないものであろう。そ 財務も複雑になり、 専門的な役割を明確にし、 適切に処理しなけ 組織は業務のフォ マーケティングや顧客サ このようなある種の官 階層的 ーマルな手順 ればならない な経 営 ] 組 を 問 0

ク・

シュ

VCは彼ら

Ó

業者個

人の資質だけでは対応できなくなる。

企業

シェア (DCS)・ストラクチャを採 ところで、ICT企業がデュ アル 用 クラ す る Ź. 際

つの理由である。

れが、

創業者がCEO

の地位から外されるもう一

とによって、短期的利益志向の株主からの干 に、その理由としてあげるのは、 長 期 的 視 点 か 5 自 5 0 優 支配権を握 れ たビジ 彐 -渉を るこ

することによって、株主価値を高めることができ (idiosyncratic vision) を追求することを可

が、

企業組:

織が大規模になるにしたがって、

必要 、ある

排

とされる機能も多岐に渡るようになり、

到底

創

成長

の発展段階を冷静に分析すれば当然で

また企業

7

VCによって解任される理由である。 VCによって解任される理由である。 VCによって解任される理由である。 VCによって解任される理由である。 VCによって解任される理由である。 VCによって解任される理由である。 VCによって解任される理由である。

実的な解決という意味を持つ。
が、いる解決という意味を持つ。
が、いる解決という意味を持つ。
とながって、期限を切った、あるいは特定のイ

セット条項の実態三、DCSストラクチャとサン

チャの採用が増加している。DCSには多様な種ここ数年、ICT企業を中心にDCSストラク

ガバナンス上の問題を指摘してきた。両者の主張関投資家は株主平等原則(一株一票)の立場から締役の選任について権利を制限された株式で、機類があるが、特に問題されているのは議決権や取

かつてはマスコミやジャーナリズムの企業が多である。DCSストラクチャを採用する企業は、

分析する場合、最初にいくつかの事実確認が必要

はそれぞれの利害を現わしているが、

この問

.題を

た。他方、近年のICT企業は、短期志向の株主排する趣旨からDCSストラクチャを採用していく、言論の自由を守るため編集権などへの干渉を

的に株主価値の向上にも寄与すると主張していのためにDCSストラクチャが必要であり、結果からの干渉を排し創業者の優れたビジョンの実現

る結果を提示している。Cremers et al. [2018]しかし、いくつかの実証分析はこの主張に反す

る。

クラス・シェア(DCS)・ストラクチ 理が 示している。 高 0 Ι とサンセット条項付きDCSストラクチャの になることを示した。 業とDCSストラクチャ これを創業者のビジョンに直接結びつけるの 後に創業者が解任されることも珍しくない のトービンのQを比較した Jakson [2018] を比較し、 P 13 が、 あるかもしれ その後は低下し、 · 〇 後 約三年後にはディスカウントされるよう の一-二年間 IPO後の三年間は後者の 現実には、先にみたようにIPO前 ないが、 後者の方が高くなることを 永続的DCSストラクチャ は前者のほうが高 0 企業 ICT企業の 0 I P が方が株月 Ō 诗 創業者 か e V 0 ŧ, 企業 b 5 株 は 価

0

高

疑問 バ ブ ル が きある。 0 時 期 我 に創業されその 、々は、 九九〇年代後半 崩壊を生き抜 0)

Ι

はシングル・クラス・シェア・ストラクチ

t

0

企

には

は 価

て高

C

Ť

題となった、 スナップ、スラックなど、 うな成長に目を奪わ 後になるがフェイスブックのような眼を見張るよ ンに対する市場での高い の多くは赤字決算を続けながら、 く維持され 成長を遂げた、アマゾン、 ウー てい るのが バ ļ れがちであるが、 現実である。 リフト、 評価によって時価総額 ユニコーンと呼ば グーグル、 ウィ 創業時 ここ数年話 1 I P O ・ワー のビジ 少し れる 企業 ク、 が 日

に該当する。 おい 次に、 低下してい 現状を冷静に見ておく必要があろう。 7 DCSストラクチャを採用してい 時 るとい 間 もちろん、 0 経過とともに創業者の持株 う事実がある。 今後の 動向 义 は分からない 表 1 る企業 は 比 D 率

採用

7 5  $\hat{O}$ 

る

企業が創業者の

れ

実証結

果から、

DCSストラクチ 優れたビジョン

ヤを

た

が

無

時価総額が一○億ドルを越える企業の多くがこれ

0)

が 13

CSストラクチャを採用している、

時価総額でみ

ちの主張に反する実証結果になってい

に高

いパフォー

マンスを実現しているという仮説

#### 証券レビュー 第60巻第5号

図表1 支配株主の持株比率の変化

企業名	最初の情報開示年	当初の持株比率(%)	2015年の持株比率(%)	
バークシャー・ハサウエイ	1999	32	20	
フェイスブック	2012	28	15	
グーグル	2004	28	12	
コムカスト	1978	42	0.4	
ナイキ	1984	68	31	
フォード・モーター	1969	7.1	1.8	
リジェネレーション・ ファマシー	1991	7	5	
トゥエンテイファースト・ フォックス	2005	16	15	
CBS	1995	26	8	
ブロードコム	1999	45	8	
平均		30%	11.6%	

(出所) Bebchuk and Kastiel [2017], pp. 594-95

類されるという。それは、①期間を設ける(タイ類されるという。それは、①期間を設ける(タイスが対して期限を設けるというのは現実的な解すが加速的かについては判断が分かれると思われる。サンセット条項は多様で、どのような内容の条準が対して期限を設けるというのは現実的な解されるという。それは、①期間を設ける(タイ類されるという。それは、①期間を設ける(タイ類されるという。それは、①期間を設ける(タイ類されるという。それは、①期間を設ける(タイ類されるという。それは、①期間を設ける(タイ類されるという。それは、①期間を設ける(タイ類されるという。それは、①期間を設ける(タイ類されるという。それは、①期間を設ける(タイ類されるという。それは、①期間を設ける(タイ類されるという。それは、①期間を設ける(タイ類されるという。

ムベースド・サンセット条項)、②支配的株主の

的株主の議決権保有割合とキャッシュフローに対時と二○一五年の時点で比較したものである。例時と二○一五年の時点で比較したものである。例のは三○光からのである。例のは、「の社の企業の創業者の持株比率をⅠPO

する持ち分の乖離(ウェッジ(wedge)と呼

んで

いる)が大きくなり、エージェンシー・コストが

大きくなる可能性が強まる。

つである。 組織 株比 ンセ て、 含む)(トランスファー・ テ 経営担当 サンセット条項)、④支配的株主の死去ある ○年までは レーション条項)、⑥定められた人物 二〇一七年までに公開した企業一三九社につ Ź サンセット条項がまったくないのは、 率の一定割合を下回る(ダイベ ツ 以外への譲渡の禁止 サンセット条項)、⑤創業者の離職 能力の喪失 - 条項)、 四四社の公開会社のうち二八社、 ③支配的 (デスあるい サンセット条項)、 株主の持株 般的な譲渡禁 はインキャ スト が **(あ** メン 最 100 á 初 (セパ の六 正も 13 パ (V 1 0

は

業が二〇一〇年以前には三%であったが、 では は一○年が多くなっている。この条項を設け 条項を設けた企業は 七年 が 最も多か 一〇年が多か たが、 同 .年に同サンセ 0 たた ため、 近年 る 現

は

シ

増加し二〇一〇-一七年には三五%を占め

7

は

持株

が

定比率を下回る

(ダイリ

ュ

1 ジ

日

ン

+

0

ット

持

る。 の五四%は一定比率を一〇%以下に定めている。 ②を採用している企業は四八社であるが、 そ

これにも幅が から五〇%に分布している。④については る。 ③ は ?あり、 九社が採用してい 五一二五% るが、 0 範囲に設定 その幅 I C はつ

(V

増 DCSストラクチャを放棄するとしている。 加してい る。 特に、 八 社 は創業者の死去と共に (5)

(V)

T企業の

Ι

P

Ō

0

る規定を設け 企業四四社のうち三〇社が自由な譲渡を認めて 関するサン セット条項 てい るの は三社に留まる。 Ú 九 九 九年までの (6) (7) 譲 Ι

四%、

それ以降に公開した企業は九五社のうち三

創業者の離職に伴

1,

四社

三六%で、

セット条項を設ける企業が

増加してい

る。 サン

また、

(1) (7)

期間につい

ては

13

五年から二八年までの幅があるが、

二〇一七年ま

0

図表2 サンセット条項の内訳(社)

	2000年以前	2001-10年	2011-15年	2016-17年	
タイムベースド・サンセット条項	0	1	6	3	
ダイリュージョン・サンセット条項	8	5	16	7	
ダイベストメント・サンセット条項	7	3	3	3	
デスあるいはインキャパシティ・ サンセット条項	2	7	24	15	
トランスファー・サンセット条項	24	31	67	43	

〔出所〕 Winden [2018], Appendix B, C, D より作成

起しているのである。

結び

が、 の意思決定の適切性を判断する際の指標として使 企業目的としての株主価値の最大化という概念 九八〇年代以降広く普及し、 あらゆる経営

チャは依然としてガバナンス上の大きな問題を提 えないことが明らかであろう。 クチャに制限を設けている企業は未だ多数とは言 ガバナンス上の問題に配慮してDCSストラ

DCSストラク

やや詳細にサンセット条項の内容を紹介した

増加した。 社のうち一四社だけが自由な譲渡を認めてい 止し、それを契機に自由な譲渡を認めない企業が 創業者から家族への複数議決権 図表2も参照)。 た。 しかし、二〇〇四年のグー 同社のIPO後、 IPOを行った八四 の株式の - グル 0 0 譲渡 Ι Р 0

イ

(PE) の台頭といった現象が、

株主価値

とい

う概念が

説明能力を失いつつある兆候であると

ため、 ように理解すればよい 利の強化を求めてDCSストラクチャに反対する 家の投資資金の受託者である機関投資家がその におけるDCSストラクチャの採用の こうした理論的 単なる示唆に止まってい な対立の中で、特にICT企業 のであろうか。 る。 増 中 小の 加をどの 投資

権

0 13

問

要な問題の一つとして論じられる必要があろう。

残念なことにその内容が十分に展開されてい

ない

新しい経営者主義を提唱している。

しか

0) は当然であり、 その根拠を株主価値の最大化に

う問題を考慮に入れると、 求 分な情報を与えられてい してくる。 しかし、 めるのは自然である。 つまり、 株主の間 様々な経営問題について この情報の非対称性の存在とい 問題は違った様相を呈

の十

で、 市場

その文脈で評価する必要があろう。

既に紹

介

0

Þ

の変貌の過程で広く受け入れられてきたも

至るまでまったく知られておらず、

その後の資本 九六〇年代に

われてきた。

しかし、

この概念は一

な問題を指摘し、IPOと上場企業の減少やユニ

したように、Stout [2012] はこの思想に伴う様

コーンの増大、他方ではプライベ

. |-

エクィテ

さない可能性があるというのである。 可能性があり、 決権を与えることはその企業の意思決定を歪める 結果的に最適な意思決定をもたら ない中小株主に等しく議 むしろ、 内

がIPOを急がない理由の一つとして指摘され を期待できるというのである。 る。このように考えると、DCSストラクチャ 題 は資本市場の構造変化が生み出

注

(2) Heilbron et al. [2014], Fig. 1、を参照されたい。 Taylor [2015] エージェンシー理論のパイオニア的論文は Ross [1973]

and Meckling [1976] が嚆矢で最も頻繁に引用される文献 照されたい。 営者報酬、 数多くの論文をまとめているが、その中心テーマである経 と Mitnick [1973] であるが、企業理論の分野では Jensen て提起したのもジェンセンである。ジェンセンはその後、 の一つである。エージェンシー・コストという概念を初め (統制効果) などの問題については、佐賀 [二〇〇七] を参 ストック・オプション制度、負債の自己規律

(4) and Meckling [1976], Fama [1980], Jensen [1986] など and Petrenko [2019] を参照されたい。 いが、差し当たり Eisenhardt [1989], Mitnick [2019], Payne エージェンシー・コスト論の内容については、Jensen なお、エージェンシー理論についてのサーベイ論文も数多

(5) を参照されたい。 ては、佐賀[二〇〇七]を参照されたい。 エンロン破綻前後に頻発した不正会計処理との関係につい ストック・オプション制度の採用の背景と経緯、 および

(6) Stout [2013], pp. 1174-77. スタウトはDCSストラク

(13)

主価値イデオロギーが衰退し、バーリ・ミーンズが「テク を新経営者主義企業(neo-managerialist firms)と呼び、株 チャを採用する企業とプライベート・エクィティ(PE) ノクラット」と呼んだ専門経営者が台頭しつつある兆候と

みなしている。

Ļ ションに留まり、四〇%が会長職に留まっている。しか その三七%は会社を去るが、二三%はCEOより下のポジ が会社を去り、 仕向けることが多いという。 に抵抗する傾向があるため、閑職に追いやり辞めるように Wasserman [2008]。創業者兼CEOが解任される場合、 また、別のハイテク企業についての調査では、約二五% 留まる場合でも、新しい経営者の経営方針による変化 五〇%はその後の五年間、 取締役として留

まっている。

(9) (8) Wasserman [2008] Wasserman [2008]

(10)佐賀[二〇二〇]を参照されたい。

(11)Cremers et al. [2018]

(12)

Jakson[2018]。なお、トービンのQは時価総額を再生産

価 の指標として使われる。

Bebchuk and Kastiel [2017], pp. 607-09

可能な資産の簿価で除した数値で、

一般に市場での株式評

**—** 14

(14)たリ、保有期間に応じて議決権数に差をつけるなど、種類 権数に差をつける他、一定数の取締役の選任の権利を与え の内容自体も多様であるが、DCSストラクチャは、 ○]、図表2を参照)。 株全体を包摂する概念として使われている(佐賀[二〇二 Winden [2018], pp. pp. 869-86。なお、サンセット条項 議決

### 【引用・参考文献】

(16)(15)

Stout [2013] Lund [2017]

佐賀卓雄 [二〇〇七]、「経営者報酬の構造とナンバーズ・ 号、九月、一二月 ゲーム」(上)(下)、『証券経済研究』、第五九号、第六〇 - [二〇二〇]、「アメリカのデュアル・クラス・シェア

Arugaslan O., Cook D. O. and Kieschnick R. [2010], "On the 吉川浩史 [二〇一八]、「米国で活発化する議決権種類株式の Decision to Go Public with Dual Class Stock", Journal of 上場に関する議論」、『野村資本市場クォータリー』Winter (DCS)・ストラクチャについて」、『証研レポート』、四月

Ashton D. C. [1994], "Revisting Dual-Class Stock", St. John's Law Review, Vol. 68, No. 4, Fall

Corporate Finance, 16

Bebchuk L. A. and Kastiel K. [2017], "The Untenable Case for Perpetual Dual-Class Stock", The Virginia Law Review

Vol. 103, June (https://ssrn.com/abstract=2954630) [2019], "The Perils of Small-Minority Controllers", ECGI

Working Paper, June (hpps://ssrn.com/abstract=3128375

Berger D. J., Solomon S. D., and Benjamin A. J. [2016], "Ten-

ure Voting and the U.S. Public Company", Berkeley

School of Law and Wilson Sonsini Goodrich & Rosati (the Advisory Group), March 1

Condon Z. [2018], "A Snapshot of Dual-Class Share Struc-Shareholder Protections with Founder Autonomy", Emory tures in the Twenty-First Century: A Solution to Reconcile Law Journal, Vol. 68

Council of Institutional Investors (CII) [2019], Dual-Class Stock

Cremers M., Lauterbach B. Life-Cycle of Dual Class Firms", January and Pajuste A. [2018], "The

Dallas L. L. and Barry J. M. [2016], "Long-Term Sharehold rate Law, Vol. 40 ers and Time-phased Voting", Delaware Journal of Corpo

Edelman P. H., Jiang W., and Thomas Tenure Voting Give Corporate Managers Lifetime Ten-Z S [2019],, "Will

ure?", Texas Law Review, Vol. 97: 991

Eisenhardt K. M. [1989], "Agency Theory: An Assessment and Review" The Academy of Management Review, Vol

14, No. 1, January

Fama E. F. [1980], "Agency Problems and the Theory of the Firm", The Journal of Political Economy, Vol. 88, No

Fisch J. and Solomon S. D. [2019], "The Problem of Sunsets", Boston University Law Review, Vol. 99

Gompers P. A., Ishii J. and Metrick A. [2008], "Extreme ed States", May, (https://ssrn.com/abstract=562511) Governance: An Analysis of Dual-Class Firms in the Unit-

Goshen Z. and Hamdani A. [2016], "Corporate Control and Idiosyncratic Vision", The Yale Law Journal, January

Hansmann H. and Kraakman R. [2000], "The End of Histonomics Working Paper, No. 235 ry for Corporate Law", Yale Law School, Law and Eco-

Heilbron J., Quak S., and Verheul J. [2014], "The Origins States", Theory and Society, Jan. and Early Diffusion' Shareholderr Value' in the United

Hu V., Mehta H., Mittal S., and Wheeler J. [2012], "Dual-Class Share Structures in Silicon Valley: Facebook, Inc."

Huang F. [2017], "Dual Class Shares around the Top Global Financial Centres", Journal of Business Law, Vol. 2

Jackson R. J. Jr. [2018], "Perpetual Dual-Class Stock: The

Jensen M. C. [1986], "Agency Cost of Free Cash Flow, Cor-Case against Corporate Royalty", SEC, Speech, Fe, 15

porate Finance, and Takeovers", The American Economic

Review, Vol. 76, No. 2, May

agerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure" and Meckling W. H. [1976], "Theory of the Firm: Man

Foundations of Organizational Strategy)

16

Journal of Financial Economics 3, July (in Jensen [1998]

Kennedy A. [2000], The End of Shareholder Value: 奥村 宏監訳、酒井泰介訳 [二〇〇二]、『株主資本主義の誤算

ダイヤモンド社

Lazonick W. and O'Sullivan M. [2000], "Maximizing Share-Economy and Society, Vol. 29, No. 1, Feb. holder Value: A New Ideology for Corporate Governance"

Lund D. S. [2017], "Nonvoting Shares and Efficient Corpo rate Governance", Coase-Sandor Working Paper Series in

Masulis R. W., Wang C. and Xie F [2009], "Agency Prob-

Law and Economics, 834

Mitnick B. M. [1973], "Fiduciary Rationality and Public Poli cy: The Theory of Agency and Some Consequences", Pa per Presented at the 1973 Annual Meeting of the American Vol. LXIV, No. 4, Aug lems at Dual-Class Companies", The Journal of Finance,

by One of the Theory's Originators [2019], "Origin of the Theory of Agency: An Account

Political Science Association

Papadopoulos K. [2019], "ISS Discusses Dual-Class Shares Nicholas B. and Marsh B. [2017], "Dual-Class: The Conse Governance Risks and Company Performance", The CLS quences of Depriving Institutional Investors of Corporate Governance and Financial Regulation, May 17 Voting Rights", Harvard Law School Forum on Corporate

Payne G. T. and Petrenko O. V. [2019], "Agency Theory in Business and Management Research", Oxford Research Encyclopedia, Business and Management, Apr

Blue Sky Blog, July 1

Ritter J. R. [2018], Initial Public Offering: Dual Class IPOs Dec. 31

Ross S. [1973], "The Economic Theory of Agency: The Principal's Problem", American Ecomonic Review, May

Stout L. [2012], The Shareholder Value Myth

[2013], "On the Rise of Shareholder Primacy, Signs of

Seattle University Law Review, Vol. 36, Winter Its Fall, and the Return of Managerialism (in the Closet)",

Tallarita R. [2018], "High Tech, Low Voice: Dual-Class IPOs sion Peper, No. 77 in the Technology Industry", Harvard Law School, Discus-

Economics and Political Science, Economic History Work Value' in the United States, 1960-2000", London School of Taylor B. E., [2015], "Reconsidering the Rise of 'Shareholder

ing Papers, No. 214, Feb.

17

Winden A. W. [2018], "Sunrise, Suset: An empirical and Wasserman N. [2008], "The Founder's Dilemma", Harvard Business Review, Feb Theoretical Assessment of Dual-Class Stock Structures"

Columbia Business law Review, Vol. 2018, No. 3, Mai

(さが たかお・当研究所名誉研究員)